

宿泊税管理システム構築業務仕様書

1. 業務名

宿泊税管理システム構築業務

2. 業務期間

契約締結日より令和9年3月26日

3. 入札参加資格

入札に参加する者は、次に掲げる要件をすべて満たしていること。

3-1 共通要件

- (1) 鳥羽市入札参加資格者名簿に登録されている個人及び法人であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4（一般競争入札の参加者の資格に関する規定）に該当しない者。
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団又はその他反社会的団体及びその構成員でない者。
- (4) 申請者住所地の市区村税を滞納していないこと。

3-2 業務実績に関する要件

令和6年4月1日から本公告の日までの間に、都道府県または市区町村において、宿泊税管理に関するシステムの開発業務又は運用保守業務について、委託契約を1件以上締結し、当該契約のすべてを誠実に履行した実績を有していること。

なお、当該契約が継続中である場合であっても、既に1年以上継続して業務を履行しているときは、実績を有するものとみなす。

また、当該実績を証明できる契約書の写しを提出できること。契約書等の写しを提出できない場合は、「契約（取引）実績に係る証明書」により、発注者の証明を受けた書類を提出できること。

3-3 業務遂行責任者の配置に関する要件

本業務の業務遂行責任者として、次の要件を満たす者を配置すること。

- (1) 独立行政法人情報処理推進機構（IPA）が実施する情報処理技術者試験において、「プロジェクトマネージャ」に係る区分または、同等以上の資格を有する者。
- (2) プロジェクトマネージャとして5年以上の実務経験を有する者。

3-4 マネジメントシステム・障害・トラブル対応体制に関する要件

- (1) ISO9001 認証及びプライバシーマーク認定を取得している者であること。

- (2) システム障害等の緊急トラブルが発生した場合において、発注者からの連絡を受けた後、原則として4時間以内に発注者指定の場所へ現地到着し、対応を開始できる体制を有する者。

4. 業務履行場所

鳥羽市役所及び受託者の事業所内

上記以外の受託者の作業場所については、受託者の負担と責任において確保することとし、受託者の申請により発注者が認めた場所とする。

5. 業務概要

総合住民情報システムから出力される宿泊税に関するデータ（CSV形式）を取り込み、調定及び収納管理、各種帳票出力、報償金の算出など一元的に行うことを目的とする。また、日常的な運用を前提とし、操作性・保守性・拡張性・情報セキュリティに十分配慮したシステムとする。

なお、本システム構築に必要なシステム設計から本番稼働までのすべての作業及びその工程管理、ドキュメント整備を行うこと。

5-1 システム概要

システムは、宿泊税に関する以下の業務を効率的にできることを目的とする。

5-1-1 機能要件（概要）

(1) 宿泊税調定データ（CSV形式）の取込み及び管理

総合住民情報システムから出力される宿泊税に関するデータ（CSV形式）を取込み、事業者ごとに情報を管理できること。月ごとの申告調定データを作成できること。

(2) 申告内容に関する管理

宿泊者数、課税免除数、申告書提出日、システムへの反映日を管理できること。

(3) 施設情報に関する管理

施設への送付先を設定でき、発送物に送付先を優先して印字できること。また、納税管理人の入力ができ、発送先として設定できること。

① 宿泊施設に関する事項として、客室数、収容客数、延床面積、階数を管理できること。

② 経営に関する事項として、宿泊事業者ごとに経営開始日、許可種別（ホテル、旅館、簡易宿所、民泊）、許可番号を管理できること。

③ 報償金の支払先口座の情報として、登録日、金融機関名、金融機関コード、支店名、支店コード、預金種別、口座番号、口座名義を管理できること。

(4) 施設情報に関する異動入力

施設情報等に異動があった場合に、情報を修正できること。また、修正の履歴を残し過去の情報を確認できること。

(5) 未申告等の対象施設の抽出

任意に設定した日付における未申告の事業者を抽出し、特例承認された事業所、休業及び廃業している事業所を除き、未申告事業者に送付する申告勧奨通知を出力できること。また、特例承認された事業所であっても、指定期限を経過した場合は未申告の事業者として抽出できること。

(6) 加算金の算定および関連情報の管理

地方税法第 733 条の 18 第 1 項及び第 733 条の 19 第 1 項に規定する加算金等を算定し管理できること。

(7) 特例承認に関する判定および管理

申告納入期限特例の該当事業者に対しフラグをたて管理できること。特例対象事業者の納期限を特例用のものから判定し、通常の納期限において未申告者として抽出されないよう管理できること。

(8) 宿泊税特別徴収事務報償金の算出

総合住民情報システムから取込んだデータをもとに、期限内申告納入の判定を行い、特例承認されたものも認識し、報償金の計算ができること。

(9) 各種帳票、一覧データの出力

報償金等交付決定通知書及び対象一覧表、未申告者向け催促書及び対象一覧表、調定連絡票、調定一覧表の帳票出力ができること。

5-1-2 画面要件（概要）

(1) 日常業務で利用しやすい画面構成であること。

(2) 検索、入力、確認、出力等の基本操作が直感的にできること。

(3) 特別な情報処理知識を必要とせず操作できること。

No.	画面種類	要件	備考
1	ログイン画面	システムへのログインは ID 及びパスワードによる認証とすること。	
2	運用管理	メンテナンス画面（報償金における交付率変更に対応するため） 税率のメンテナンス、申告納入期限を年度ごとに設定できること。 通知書に記載する市長名を変更できること。 各種通知書の発信者、通知書名、案内文を修正し保存できること。	報償金の算定方法については、別紙「鳥羽市宿泊税特別徴収事務報償金交付要綱」に定める計算式によるものとする。 宿泊税率のメンテナンスでは、定額制の税額のほか、段階的定額制の税率設定が 10 段階で設定できること。

3	報償金計算	年度、期間（毎年3月分～翌年2月分）が入力できて、計算ができること。	
4	報償金対象者一覧表	No. 3の報償金計算の結果をもとに報償金決定通知書及び一覧表の出力ができること。	
5	調定出力	総合住民情報システムから取り込んだデータ（課税年度、申告対象月、申告日、指定番号、税額）を基に調定（調定連絡票、調定一覧）の出力ができること。	出力する調定データの詳細は5-2-3帳票要件No. 3を参照すること
6	施設管理	施設情報諸々（トップ画面に特別徴収義務者、宿泊施設情報。）の管理ができること。 また、タブキーで送付先、口座、納管人、設備の概要（客室数、許可番号等）等の画面切り替えができること。	休業している事業者の背景色を通常の事業者と変えることができること。
7	施設情報異動管理	休業、廃業、施設管理の変更情報を更新できること。異動履歴を管理できることとし、過去履歴については画面左側等の選択メニューから参照できること。なお、保持する履歴件数は最大5件程度とする。 異動内容に関する補足事項を記録するための備考欄を設けること。備考欄は複数行入力可能な十分な入力領域を有すること。	休業日、廃業日を入力できること。休業日は設定の終了日も入力でき、終了日の設定がある場合は、その日付になると自動で休業設定が終了できること。 施設所在地を地区ごとに管理するため、地区コード（4桁程度）等を入力することができること。
8	申告入力	宿泊者数、申告方法、申告年月日、申告特例入力ができること。	
9	未申告者対応	任意に設定した日付における未申告事業者の一覧を出力し、申告催告書の発行ができること。	
10	データ抽出	総合住民情報システムから取り込まれたデータをもとに、Excel形式の表を出力できること。	抽出する項目を以下から自由に選択できること。 月別で宿泊者数、課税標準、税額、収入済額、申告件数、調定額、宿泊施設のある地区ごとの月別宿泊者

5-1-3 帳票要件（概要）

(1) 宿泊税業務に必要な通知書、一覧表等を出力できること。

(2) 帳票は、既存運用を踏まえた形式で出力可能であること。

No.	帳票種類	要件	備考
1	報償金等交付決定通知書及び対象一覧	指定様式に、事業者ごとに帳票が出力できること。	運用管理画面で設定した通知書の様式に任意設定をした発送年月日、特別徴収義務者、報償金交付決定額等を印字し出力できること。 対象一覧表には、指定番号、施設名称、特別徴収義務者、対象年度、報償金交付決定額、送付先郵便番号、送付先住所、送付先宛名を表示すること。一覧表の並び順は宛名番号順とする。
2	未申告者向け催促書及び対象一覧	未申告者へ申告を催告する帳票が出力できること。	運用管理画面で設定した通知書の様式に任意設定をした通知書番号、調査年月日、未申告該当月及び申告期限を印字し出力できること。 対象一覧表には、指定番号、施設名称、特別徴収義務者、未申告月、送付先郵便番号、送付先住所、送付先宛名を表示すること。一覧表の並び順は宛名番号順とする。
3	調定連絡票、調定一覧	抽出期間を設定し、調定連絡票と調定一覧が出力できること。	調定連絡票には、期間中の調定額（申告額）が表示できること。 また、申告の件数を当月分、当月以外分、過年分と分けて表示できること。 調定一覧では、宛名番号、賦課年度、対象年度、申告対象月、期別調定額、期別収納額、期別未納額、特別徴収義務者名、申告年月日を表示する。並び順は当月以前分＞当月分＞当月以後分とし、それぞれの中で申告対象月の早い順＞宛名番号順とする。

5-1-4 データ要件（概要）

業務に必要なデータを適切に管理、保存できること。

5-1-5 ネットワーク・外部連携要件（概要）

- (1) 内部ネットワークでの利用を前提とする。（インターネット接続環境は利用不可）
- (2) 内部ネットワーク保守事業者と構築にあたり、協議すること。
- (3) 申告データ等は CSV 形式で取り扱えること。

5-1-6 信頼性要件（概要）

- (1) 業務に必要なデータを安全に保存し、必要に応じて復旧できること。

(2) 日常運用に支障をきたさない信頼性を有すること。

5-1-7 情報セキュリティ要件（概要）

(1) 利用者を適切に識別・管理できること。

(2) 鳥羽市情報セキュリティポリシー（基本方針）に配慮した設計であること。

(URL:<https://www.city.toba.mie.jp/soshiki/dx/gyomu/dxsuisin/9026.html>)

5-1-8 システムの拡張性・中立性

(1) 特定の製品や技術に過度に依存しない構成であること。

(2) マスタ設定により職員自身で変更可能な設計とする。

(3) 特定開発元の独自技術に依存しない構成とする。

6. ハードウェア要件

以下の機能以上とする。

形状：ノート型

ディスプレイ：15.6 インチワイド FHD(1920×1080)ディスプレイ

プロセッサ：インテル(R)Core™i5

グラフィックスプロセッサ：内蔵

メモリ容量：16GB

ストレージ：256GB SSD

有線 LAN ポート：1000Base-T, 100Base-TX, 10Base-T 対応

無線 LAN：Wi-Fi6+ Bluetooth

ネットワークコントローラー：1000BASE-T

AC アダプター（標準）

キーボード（日本語配列キーボード テンキー付）

マウス

7. ソフトウェア要件

オフィスソフト：Office LTSC Professional Plus 2024

セキュリティソフト：Trend Micro Apex One セキュリティエージェント

（バージョン：14.0.14040、ライセンス期間：5年間）

8. 試験運用開始日（予定）

令和9年2月1日

9. システム運用開始日（予定）

令和9年3月1日

10. 成果物及び納入物品

- ・本業務委託作業実施報告書 1 部

主な内容は、次のとおり

システムプロジェクト計画書

要件定義書（工程表、体制表）

システム設計書（基本設計書・詳細設計書）

システムテスト結果報告書（製造単体テスト、結合テスト、総合テスト、運用テスト）

システム構成図

システム操作マニュアル及び管理マニュアル

- ・稼働システム（実行プログラム等） 1 式

- ・その他、本業務の実施に関する資料 1 部

※すべての資料の様式は、A 4 とすること（図面等は除く）。

※提出する書類と併せて、電子データの入った媒体を 1 部納品すること。

※納入物の詳細な内容及び様式については、発注者と受注者が協議の上、合理的な範囲で変更できるものとする。

11. 著作権等

納入物に関する著作権（著作権法第 27 条及び第 28 条の権利を含む。以下同じ。）は、発注者（鳥羽市）による代金の支払いと引き換えに、発注者（鳥羽市）に帰属する。

ただし、受託業者又は第三者が既存製品として従前から著作権を有している場合、その著作権は、発注者（鳥羽市）に譲渡されないものとする。（カスタマイズ部分は発注者（鳥羽市）に帰属する。）

また、本業務の遂行にあたり受託者が作成又は保有する汎用的なプログラム、開発に要した技術など、他の案件にも利用可能な成果物については、受託者に著作権その他の権利が留保されるものとし、受託者は自己の業務のため自由に利用、変更及び再利用できるものとする。

ただし、受託業者は、納入物の再利用を希望する場合は、納入物に関する著作権を取得することについて、発注者（鳥羽市）と協議できるものとする。

その際、受託業者は、発注者（鳥羽市）が納入物の内容に変更を加えた場合においても、著作権者人格権を行使した変更取消要求をできないものとする。

なお、使用権については、発注者（鳥羽市）に帰属するものとする。

12. 支払方法

本業務にかかる費用は、検査完了後、請求書を受領した日から 30 日以内に支払うものとする。

13. その他

本仕様書に記載のない事項及び疑義が生じた場合は、発注者及び受注者の協議のうえ、決定するものとする。

構築業務契約を締結した事業者と構築業務にかかる契約額の10%程度の範囲内で、保守業務契約の締結（月額当たり）を予定しており、参考見積書（月額当たり）を提出すること。

保守業務にかかる仕様内容については、別途協議するものとする。

以 上